

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市上下水道部庁舎の移転に伴う関係規則の整理に関する規則 (総務・経営課) 2

### —— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 3
- 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (保育課) 3
- 公示送達 (保険医療課) 5
- 公示送達 (税務課) 6
- 公示送達 (税務課) 7
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 8

### —— 公 告 ——

- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (人権福祉センター) 8
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 9
- 亀岡市森林整備計画の変更 (農林振興課) 13
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 14
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 17
- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 18
- 公募型プロポーザル方式による優先交渉権者の選定 (環境クリーン推進課) 20

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 21
- 南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画(変更) (都市計画課) 25
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 26
- 亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画(変更) (都市計画課) 26
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 26
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 27
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 27

### —— 任免及び辞令 ——

#### 農業委員会欄

### —— 公 告 ——

- 令和4年2月定例総会の開催 28

#### 上下水道部欄

### —— 規 程 ——

- 亀岡市水道浄水場に関する規程 29
- 亀岡市上下水道部庁舎の移転に伴う関係上下水道事業管理規程等の整理に関する規程 30

—— 告 示 ——  
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の  
告示

33

## 規 則

亀岡市上下水道部庁舎の移転に伴う関係規則  
の整理に関する規則をここに公布する。

令和4年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第1号

亀岡市上下水道部庁舎の移転に伴  
う関係規則の整理に関する規則

(亀岡市上下水道事業の主要職員を定める規  
則の一部改正)

第1条 亀岡市上下水道事業の主要職員を定め  
る規則(昭和42年亀岡市規則第4号)の一  
部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 場長及び所長

(亀岡市上下水道事業における地方公営企業  
法第39条第2項の規定に基づき市長が定め  
る職に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道事業における地方公営  
企業法第39条第2項の規定に基づき市長が  
定める職に関する規則(昭和42年亀岡市規  
則第5号)の一部を次のように改正する。

本則第4号を次のように改める。

(4) 場長及び所長

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 告示

### 亀岡市告示第11号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和3年度後期高齢者医療保険料督促状6期分
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

### 亀岡市告示第12号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月8日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（令和2年6月19日付け子発0619第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙に定める新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱をいう。）に定める新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業の補助基準額</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業に必要な経費</p>
--	-----------------------------------

」を

「

<p>子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙に定める利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち3の新型コロナウイルス感染症対策支援事業(1)及び(2)の基準額</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策支援事業に必要な経費</p>
<p>令和3年度（補正予算分）京都府新型コロナウイルス感染症対策事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領（「令和3年度（補正予算分）京都府新型コロナウイルス感染症対策支援事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領」の制定について（令和3年12月15日付け3こ第1010号京都府健康福祉部長通知）に定める令和3年度（補正予算分）京都府新型コロナウイルス感染症対策事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領をいう。）別表1に定める基準額</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策事業に必要な経費</p>

」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和3年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第13号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年2月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定 通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定 通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定 通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略

11	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和3年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第14号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年2月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和3年度 市民税・府民税 税額変更通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略

2	省略	省略
---	----	----

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第15号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和3年度 督促状 市府民税 第1期	省略	省略
2	令和3年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
3	令和3年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
4	令和3年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
5	令和3年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略
6	令和3年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

1 変更があった事項

区域の変更

2 変更の内容

亀岡市大井町かすみヶ丘17番2号及び17番6号を除くかすみヶ丘全域及び亀岡市大井町並河1丁目1番4号、1番5号、1番6号並びに亀岡市大井町並河神田59番地4、60番地27を加えた区域を大井町かすみヶ丘区と称する。

3 変更年月日

令和4年2月21日

4 変更理由

規約の区域表示が現在の区域表示と異なるため

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第11号

令和4年度亀岡市立人権福祉センター隣保館デイサービス事業業務委託について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託事業

令和4年度亀岡市立人権福祉センター隣保館デイサービス事業

平成14年8月29日付け厚生労働省事務次官通知に基づく隣保館設置運営要綱の特別事業として実施しているものであり、障がい者及び高齢者等が隣保館を利用し、創作・軽作業等のデイサービス事業を行うことにより、その自立を助長し生きがいを高めるため実施するものとする。

2 業務期間

契約日から令和5年3月31日まで

3 見積限度額

事業の委託料は、次に記載する金額の範囲内で見積もる。

令和4年度 1,800,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

4 その他

詳細は、「令和4年度亀岡市立人権福祉センター隣保館デイサービス事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領」による。

「揭示済」

## 亀岡市公告第12号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年2月2日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 工事番号     | 水拡施第1号  |
| (2) 工事名      | 第5次拡張事業 王子加圧ポンプ場築造工事  |
| (3) 工事場所     | 亀岡市篠町地内   |
| (4) 工事種別     | 水道施設工事  |
| (5) 工事概要     | 加圧ポンプ設備工事 一式<br>加圧ポンプ室工事 一式<br>場内配管工事 一式<br>場内造成工事 一式<br>電気計装設備工事 一式  |
| (6) 予定価格（税込） | 100,023,000円<br>【入札書比較価格（税抜） 90,930,000円】   |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から210日間   |
| (8) 部分払      | 無   |
| (9) 前金払      | 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。   |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (11) 最低制限価格  | 採用  |
| (12) 入札保証金   | 免除  |
| (13) 契約保証金   | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社  |

をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

### (1) 共同企業体の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

### (2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以下となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

### (3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事が無いこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

#### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年2月2日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年2月2日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年2月10日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年2月14日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年2月15日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年2月9日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年2月16日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年2月18日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年2月24日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年2月25日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年2月28日（月） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第13号

淀川上流地域森林計画(京都府)の樹立に伴い、亀岡市森林整備計画を変更することとする。

なお、変更した計画は、令和4年4月1日に効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

令和4年2月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

2 縦覧場所

令和4年2月2日から  
令和4年3月3日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第14号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年2月3日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 工事番号       | 公第8号  |
| (2) 工事名        | 保津川水辺公園広場舗装工事   |
| (3) 工事場所       | 亀岡市保津町泉口地内  |
| (4) 工事種別       | 舗装工事  |
| (5) 工事概要       | 園路広場整備工                    A = 1,700m <sup>2</sup><br>・アスファルト舗装工<br>上層路盤                        A = 1,700m <sup>2</sup><br>中間層                         A = 1,690m <sup>2</sup><br>表層                            A = 1,690m <sup>2</sup><br>・土工<br>掘削                            V = 270m <sup>3</sup> |
| (6) 予定価格（税込）   | 12,368,400円<br>【入札書比較価格（税抜） 11,244,000円】  |
| (7) 工期         | 契約日の翌日から令和4年3月31日まで   |
| (8) 部分払        | 無   |
| (9) 前金払        | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |
| (10) 最低制限価格    | 採用  |
| (11) 入札保証金     | 免除  |
| (12) 契約保証金     | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。   |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無   |
| (14) 契約書の要否    | 要   |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）  
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年2月3日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年2月3日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年2月9日（水） 午前9時から午後5時まで 令和4年2月10日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年2月14日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年2月8日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年2月15日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年2月17日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年2月21日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年2月22日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年2月24日（木） 午後1時30分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5009)

「揭示済」

亀岡市公告第15号

令和3年亀岡市公告第106号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和5年3月31日までとする。

令和4年2月4日

亀岡市長 桂川孝裕

合格者受験番号

総合土木Ⅰ（チャレンジ方式）

1001、1002

「揭示済」

## 亀岡市公告第16号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和4年2月10日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	<p>亀岡市公有地の売却（元道路新設改良事業用地）</p> <p>売却する物件：亀岡市篠町柏原松ノ浦1番3 雑種地 805.89㎡（実測）          亀岡市篠町柏原松ノ浦3番3 雑種地 587.24㎡（実測）</p> <p>※2筆一括での入札とし、1筆ごとの売却は行わない。</p>
入札日時及び入札場所	<p>令和4年3月17日（木曜日）</p> <p>入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から</p> <p>場所：亀岡市役所4階入札室</p>
入札参加資格	<p>日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者</p> <p>イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者</p> <p>ウ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者</p> <p>エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者</p> <p>オ 亀岡市税に滞納がある者</p>
参加申込み	<p>この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。</p>
参加申込受付期間及び場所	<p>参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。</p> <p>令和4年2月10日（木曜日）から令和4年3月4日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p>
実施要領及び入札参加申込書等の配布	<p>「亀岡市公有地の売却について（亀岡市篠町柏原松ノ浦1番3、同3番3）：実施要領【令和4年3月17日入札実施】」として、令和4年2月10日（木曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。</p>

<p>予定価格（最低売却価格）の有無</p>	<p>予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。 78,000,000円</p>
<p>土地の利用及び留意事項</p>	<p>入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。</p> <p>ア 周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した開発を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切事業に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。</p> <p>イ 給水に関する条件：当該地に給水管の引込みはない。前面道路等に配水管が布設されていないため、新規引込み口径に合わせた配水管の布設整備が必要。配水管の整備にあたっては、亀岡市水道課と協議が必要。なお、配水管の整備に係る工事費用については、全額申請者の負担となる。給水装置工事申込時に加入金（口径加入金・面積加入金・申請手数料）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。</p> <p>ウ 下排水に関する条件：当該地に公共汚水桝はない。公共汚水桝を設置する場合は、前面道路等に下水道本管が布設する必要がある。下水道本管の布設整備にあたっては、亀岡市下水道課と協議が必要。なお、下水道本管等の布設整備に係る工事費用については、全額申請者の負担となる。当該地は供用開始区域外のため、負担金は賦課されていない。下水道施設の使用には、受益者負担金（440円/㎡）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。</p> <p>エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）、亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議、調整の上、適切に処理すること。</p> <p>オ 本物件上には、既存建物（倉庫：未登記）が存在する。売却物件は、既存建物を含み、物件引渡し日時点における現状有姿のまま売り渡すものであり、契約不適合責任を負わない。ただし、購入者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合、引渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。</p> <p>カ 既存建築物について解体が必要な場合は、解体撤去費用については、購入者の負担となる。なお、本市は、解体撤去工事に起因して発生する損害等について、責任を負わない。</p> <p>キ 土地利用、工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。</p> <p>ク 接道条件、敷地内の高低差や復旧修繕工事箇所などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。</p>

<p>土地の用途制限</p>	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。                  ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。                  イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
<p>無効な入札</p>	<p>次の入札は無効とする。                  ア 入札参加資格のない者がした入札                  イ 指定の時刻までに提出しなかった入札                  ウ 所定の入札書によらない入札                  エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札                  オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札                  カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札                  キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札                  ク 入札金額を訂正した入札                  ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札                  コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
<p>落札者の決定方法</p>	<p>予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
<p>入札保証金及び契約保証金</p>	<p>入札保証金（京都手形交換所参加金融機関が振り出した保証小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。</p>
<p>その他</p>	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市篠町柏原松ノ浦1番3、同3番3）：実施要領【令和4年3月17日入札実施】」で確認し、全て承知、承諾の上、入札参加すること。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160</p>

「揭示済」

亀岡市公告第17号

亀岡市埋立てごみ中間処理事業について、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年2月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務名  
亀岡市埋立てごみ中間処理業務
- 2 業務期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 事業内容及びスケジュール  
別紙「亀岡市埋立てごみ中間処理業務公募型プロポーザル実施要領」のとおり

「揭示済」

亀岡市公告第18号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。  
なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 3道改第16号                             |
| (2) 工事名   | 市道池尻宇津根線道路改良工事（その23）                |
| (3) 工事場所  | 亀岡市河原林町河原尻地内                        |
| (4) 工事種別  | 土木一式工事                              |
| (5) 工事概要  | 工事延長 L=347.0m W=10.75m              |
|           | ・土工 1式                              |
|           | ・排水工 1式                             |
|           | ・アスファルト舗装工 A=2,328.9㎡（車道）           |
|           | ・アスファルト舗装工 A=1,110.8㎡（歩道）           |
|           | ・構造物取壊し工 1式                         |
|           | ・附帯工 1式                             |
| (6) 工期    | 契約日の翌日から令和4年3月31日まで                 |
| (7) 部分払   | 無                                   |
| (8) 前金払   | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）      |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金 |

の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級）

の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年2月15日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年2月15日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年2月22日（火） 午前9時から午後5時まで 令和4年2月24日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	令和4年2月25日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年2月21日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年3月1日（火）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年3月3日（木） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和4年3月7日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年3月8日（火） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和4年3月8日（火） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和4年3月10日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和4年3月11日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和4年3月11日（金） 午前10時	令和4年3月14日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和4年3月14日（月） 午前9時から午後3時まで	令和4年3月15日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和4年3月14日（月） 午後3時以降	令和4年3月15日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の) 予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5009)

「揭示済」

亀岡市公告第19号

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画(変更)を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該事業計画(都市計画において定められた事項を除く。)に意見のある利害関係者は、令和4年3月15日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和4年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業の名称

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業

2 施行者の名称

亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合

3 施行地区の区域

亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

4 縦覧期間

令和4年2月16日から  
令和4年3月1日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第20号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和4年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和4年2月21日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
 亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第21号

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画（変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見のある利害関係者は、令和4年3月21日までに亀岡市長に意見

書を提出することができる。

令和4年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業の名称

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業

2 施行者の名称

亀岡市高野林・小林土地区画整理組合

3 施行地区の区域

亀岡市千代川町高野林北ン田、東田、高ノ畑、腰前、小林北ン田、美都路及び植田の各一部

4 縦覧期間

令和4年2月22日から  
 令和4年3月7日まで

5 縦覧期間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
 亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和4年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市古世町西内坪4の1、5の1、  
 10の1、10の6、10の7、10の9、  
 10の10、10の11、12の一部、  
 13の1の一部、91の一部、92の一部、  
 108の一部、109、中内坪1の3の一  
 部、2の2、3の1の一部、67の2、  
 84

(関連区域)

- 亀岡市古世町西内坪10の13の一部、  
 10の14の一部、10の15の一部、  
 13の2の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
 愛知県安城市三河安城町1丁目8の4  
 スギホールディングス株式会社

「揭示済」

亀岡市公告第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第  
29条第1項に関する工事が完了したので、次  
のとおり公告する。

令和4年2月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市河原林町河原尻曙15の5、15  
 の9の一部、15の11の一部、15の  
 16、畑42の2の一部、市有地

(関連区域)

- 亀岡市河原林町河原尻曙15の9の一部、  
 市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 亀岡市河原町118 フローラル亀岡  
 605  
 井上 幸治

「揭示済」

亀岡市公告第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第  
29条第1項に関する工事が完了したので、次  
のとおり公告する。

令和4年2月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市馬路町三ツ辻10の1、10の3  
 の一部、市有地

(関連区域)

- 亀岡市馬路町三ツ辻10の3の一部、  
 13の5の一部、13の16の一部、市有  
 地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 大阪府吹田市千里山松が丘8の25-  
 507号  
 堀川 直人

「揭示済」

## 任免及び辞令

竹田 幸生  
亀岡市監査委員に選任します

(各 通) 木村 勲  
平本 英久

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

(各 通) 浅田 晴彦  
長澤 満

亀岡市防災会議委員に委嘱します  
任期は令和4年5月31日までとします

令和4年2月7日

藤川 義雄  
川勝 啓史

(各 通) 楠 善夫  
石倉 敬子

高橋 明

地域経済牽引事業審査会委員に委嘱します

令和4年2月21日

## 農業委員会欄

### 公 告

亀岡市農業委員会公告第2号

令和4年2月定例総会を下記のとおり公告する。

令和4年2月2日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和4年2月7日（月）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 規程

亀岡市水道浄水場に関する規程を次のように定める。

令和4年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市水道浄水場に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道浄水場（管路以外の水道施設を含む。以下同じ。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 水道浄水場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
千代川浄水場	亀岡市千代川町千原安田30番地
三宅浄水場	亀岡市三宅町亀ヶ淵8番地
犬甘野浄水場	亀岡市西別院町犬甘野9番地6
百陀浄水場	亀岡市西別院町犬甘野百陀64番地
柚原浄水場	亀岡市西別院町柚原佃16番地2

(所掌事務)

第3条 千代川浄水場は、水道課長の総括のもとに、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 水道浄水場の運営、維持管理及び改築更新に関すること。
- (2) 水源の保全に関すること。
- (3) 水道の水質管理に関すること。
- (4) その他水道浄水場に関すること。

(職員)

第4条 千代川浄水場に場長その他必要な職員を置く。

- 2 場長は、上司の命を受け分掌事務を掌理し所属職員を指揮監督する。
- 3 場長は、所属職員の事務分掌を定め、又は変更したときは、水道課長を経て水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(事務の専決等)

第5条 場長の専決事項は、亀岡市上下水道部  
決裁規程（昭和48年亀岡市水道事業管理規  
程第3号。以下「決裁規程」という。）第  
15条に規定する副課長の共通専決事項とす  
る。ただし、管理者が必要と認めるときは、  
決裁規程第14条の規定により担当課長が専  
決できる事項に相当する事項とすることがで  
きる。

2 場長は、前項に規定する専決事項のうち決  
裁規程第17条各号のいずれかに該当するも  
のは、上司の決裁を受けなければならない。

3 場長が不在のときは、緊急やむを得ないも  
の又はあらかじめその処理について指示を受  
けたものに限り、主管主幹（主管主幹を置か  
ない場合は、上席者）が代決することができる。

4 前項の規定により代決した場合の処置につ  
いては、決裁規程第5条の規定を準用する。

(管理日報)

第6条 場長は、管理日報を備え業務の概要そ  
の他必要と認める事項を記録しておかなけれ  
ばならない。

(報告)

第7条 場長は、毎月20日までに前月中の水  
道施設の稼働状況その他の事項をまとめて上  
司に報告しなければならない。

2 災害その他の事故等が発生したときは、場  
長は必要に応じて適切な措置をとり、その状  
況を速やかに上司に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な  
事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部庁舎の移転に伴う関係上下  
水道事業管理規程等の整理に関する規程を次の  
ように定める。

令和4年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道部庁舎の移転に伴  
う関係上下水道事業管理規程等の  
整理に関する規程

(亀岡市上下水道部庁舎管理規程の一部改正)  
第1条 亀岡市上下水道部庁舎管理規程（昭和  
52年亀岡市水道事業管理規程第1号）の一  
部を次のように改正する。

第2条第1号中「北古世町1丁目2番5  
号」を「安町釜ヶ前20番地」に改める。

第22条中「、機械室、水質試験室」を削  
る。

(亀岡市上下水道お客様センター設置規程の  
一部改正)

第2条 亀岡市上下水道お客様センター設置規  
程（平成23年亀岡市上下水道事業管理規程  
第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「北古世町1丁目2番5号」を  
「安町釜ヶ前20番地」に改める。

(亀岡市上下水道部処務規程の一部改正)

第3条 亀岡市上下水道部処務規程（昭和48  
年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を  
次のように改正する。

別表第1中「浄水係 配水係」を「管路  
係」に改める。

別表第2中

「

浄水施設の運営、維持管理及び改築更新に関すること。
水源の保全に関すること。
原水及び浄水等の水質検査に関すること。
配水記録の整理及び報告に関すること。

」を

「

水道浄水場に関すること。
--------------

」に、

「年谷浄化センター」を「下水道浄化センター」に改める。

(亀岡市上下水道部職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第4条 亀岡市上下水道部職員の職の設置に関する規程(平成18年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「担当課長」の次に「、場長」を加える。

(亀岡市上下水道部公印規程の一部改正)

第5条 亀岡市上下水道部公印規程(平成8年亀岡市公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 取扱責任者に事故があるときは、保管者があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

第4条中「別記様式」を「別記第1号様式」に改める。

第5条第3項に後段として次のように加える。

この場合においては、処理のてん末を、書類をもって記録しておかなければならない。

第7条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 印影を印刷する場合において、印刷物の都合により別表に定めた寸法により難しいときは、これを縮小して印刷することができる。

第7条の次に次の1条を加える。

(電子計算組織による公印)

第8条 電子計算組織を利用して証明又は通知の事務を行うときは、保管者及び総務・経営課長の承認を得て、電子計算組織に公印の印影を記録し、当該記録した公印の印影又は当該印影を縮小したもの(以下「電子公印」という。)を印刷して公印の押印に代えることができる。

2 新たに電子公印を使用して事務を処理しようとするとき、又は電子公印を廃止しようとするときは、総務・経営課長と協議の上、電子公印使用(廃止)申請書(別記第2号様式)を総務・経営課長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する処理をするときは、保管者において当該印影の改ざんその他不正使用のないように電子公印を適正に管理しなければならない。

別記様式中「別記様式」を「別記第1号様式」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

電子公印使用（廃止）申請書

（宛先）総務・経営課長

課長

次のとおり電子公印を使用（廃止）したいので申請します。

公印の整理番号及び名称	整理番号	名称
寸法	原寸	ミリ平方
	申請の寸法	ミリ平方
電子公印を使用する文書（帳票）の名称		
年間使用枚数		
使用開始（廃止）年 月 日	年 月 日	
使用（廃止）理由		
担当者	課 係	
	氏名	電話

※登録時は、使用する文書等の見本（押印位置を明示したもの）を添付すること。

年 月 日		
電子公印使用（廃止）承諾書		
課長 様		
総務・経営課長		
電子公印を申請のとおり使用（廃止）することを承諾します。		
条件		
1 データの盗難、紛失、偽造、変造、不正使用その他の事故が生じないよう厳重に管理すること。		
2 事故があったときは、直ちに総務・経営課長を経て管理者に報告すること。		
3 電子公印を使用する必要がなくなったときは、速やかに電子計算組織から消去すること。		
	総務・経営課長	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

# 告 示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

令和4年2月17日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

## 1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
316	株式会社 出口美装	代表取締役 出口 眞樹	亀岡市篠町王子北 垣内24-1

## 2 指定日

令和4年2月17日

「揭示済」